

田辺市世界遺産登録 20 周年記念品交付事業について

田辺市では、「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録 20 周年を契機とした田辺市への誘客を促進するため、下記の要件を満たす旅行商品を企画する旅行業者に対し、記念品を交付いたします。

交付要件

次のいずれにも該当する団体旅行が対象となります。

- (1) 令和6年7月1日から令和7年3月31日までの間において催行される団体旅行であること。
- (2) 参加者が10名以上の団体旅行であること。
- (3) 以下のいずれかを含む日程であること。
 - ア 田辺市内の熊野古道ウォーク
 - イ 田辺市内の温泉地（龍神温泉郷、熊野本宮温泉郷等）への宿泊
 - ウ 田辺市街地散策（闘鶏神社、南方熊楠顕彰館、植芝盛平記念館、昼食又は夕食のうち2つ以上を含む）
 - エ 田辺市内の低山ウォーク
- (4) 飲食・土産物購入等の消費活動を行うことができる田辺市内の施設を利用する、又は田辺市内のガイド・語り部団体等を利用する日程であること。

記念品

世界遺産登録 20 周年記念 マルシェバッグ

※期間中においても、交付見込数が在庫数に達した場合は、それ以降の交付は行いません。（先着受付順になります。）



記念品交付までの事務的な流れ

記念品交付申請書(様式第1号)を田辺市観光振興課（以下「観光振興課」という。）へ提出（申請）

添付書類

- ・旅行行程が記載されている書類
- ・催行日（出発日）が記載されている書類

【要綱・交付申請】

田辺市観光振興課HPよりダウンロードしてください。
<http://www.city.tanabe.lg.jp/kankou/hojojigyo.html>

観光振興課で申請を受け内容を審査し、適当と認めるとき
交付決定通知書(様式第2号)により旅行業者へ通知

旅行業者は、交付決定を受け、旅行催行日の**10**日前を目途に
催行日及び催行人数を観光振興課へ報告（任意様式）

旅行業者は、予め指定した交付場所・日時に
記念品引換書(様式第5号)を提出し、記念品を受け取る

交付場所

田辺市観光センター、街なかポケットパーク、熊野古道館、世界遺産熊野本宮館 ほか

旅行業者は、全ての旅行が終了したら**実績報告書(様式第6号)**を観光振興課へ提出

お問合せ先

田辺市観光振興課

所在地：646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地
5/7以降：和歌山県田辺市東山一丁目5番1号

TEL：0739-26-9929 FAX：0739-22-9903

Mail：kankou@city.tanabe.lg.jp HP：http://www.city.tanabe.lg.jp/kankou/index.html

